

別表2（第3条関係）

区 分	経 費	補助事業者	補 助 率 又 は 補 助 額	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
<p>「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」推進事業</p> <p>1 とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業</p>	<p>生産者又は事業者が抱える以下の課題への解決を支援することで、輸出による「とくしまブランド」の海外展開を促進するために要する経費</p> <p>一 初期輸出 二 輸出の定着化・連携 三 国際的認証資格の取得 四 輸出産地の育成 五 デジタル貿易の整備 六 ハラール対応</p>	<p>農林漁業者 農林水産関係団体 商工業者 商工関係団体 その他代表理事が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業者</p>	<p>2分の1以内又は3分の1以内 なお、それぞれの補助率に該当する取組は、とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業実施要領別表の定めるところによるものとする。</p> <p>※取組内容ごとの補助限度額は別途定める</p>	<p>経費の20%を超える増減 補助金額の変更</p>	<p>事業実施主体の変更 事業の新設、中止又は廃止</p>